

○岡山市市民協働による自立する子どもの育成を推進する条例

平成 18 年 12 月 27 日

市条例第 147 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)

第 2 章 家庭、学校園、地域社会、事業者及び市の責務(第 4 条—第 8 条)

第 3 章 子どもの安全確保に関する責務(第 9 条・第 10 条)

第 4 章 市が推進する施策(第 11 条—第 18 条)

第 5 章 推進のための取組(第 19 条・第 20 条)

附則

岡山市は、豊かな自然と地理的条件に恵まれ、先人たちのたゆみない努力により、輝かしい歴史と文化を築き、発展を続けてきました。国際化が進展する新たな地方の時代に、岡山市のすべての子どもたちが夢と希望をもち、健やかに成長していくことは私たちの大きな願いです。

私たちは、岡山市の未来の希望である子どもたちが次代を生きていくための資質として、自立を掲げました。ここでの自立とは、子どもたちが、豊かな人間性を身につけ、自分を高めるとともに、共に生きることができるよう自分自身を確立していくことです。豊かな人間性とは、社会の一員としての倫理観や正義感、自然や美しいものに感動する心、思いやりや感謝の心を身につけていくことです。自分を高めるとは、自らの可能性を信じ、目標に向かって努力を重ねていくことです。そして、共に生きるとは、すべての命を大切にし、自分や他者との違いを理解して協調するとともに、自然や環境とも調和していくことです。

岡山市の子どもたちは、家庭、学校園及び地域社会が温かく見守るなか、自立に向かって成長しています。しかし、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、子どもに関する課題の解決には、私たちが、子どもたちに与える影響の大きさを自覚して自らを律するとともに、子どもたちの教育に責任を持って取り組む必要があります。

ここに、私たちは、子どもたちが愛されていると実感できる家庭、学校園及び地域社会を実現し、市民協働による自立する子どもの育成を推進することを目指し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、子どもの育成に関して、基本理念を定め、家庭、学校園、地域社会、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、子どもの育成に関する市の施策その他の基本的事項を定めることにより、もって自立する子どもの育成に寄与することを目的とします。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによります。

- (1) 子ども 概ね 18 歳未満の市の区域内(以下「市内」といいます。)に居住する者をいいます。
- (2) 保護者 子どもを保護する義務を有する者をいいます。
- (3) 学校園 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校をいいます。
- (4) 地域社会 地域に居住する者並びに地域に関する課題の解決及び地域住民の連携を図るために活動する団体をいいます。
- (5) 事業者 市内において、事業所又は事業の拠点を有する個人又は法人をいいます。
- (6) 協働 家庭、学校園、地域社会、事業者及び市が、それぞれの果たすべき責務を自覚し、相互に支え合い、協力することをいいます。
- (7) 自立 子どもが、豊かな人間性を身につけ、自分を高めるとともに、他者及び環境と共に生きることができるよう自分自身を確立していくことをいいます。

(基本理念)

第 3 条 すべての子どもは、子どもとしての権利及び社会の一員としての心身の発達に応じた責任があり、また性別、国籍、障害等にかかわらず、一人の人間として尊重されます。

2 家庭、学校園、地域社会、事業者及び市は、相互の信頼関係のもとに協働し、かつ、子どもの心身の発達に応じて、適切に子どもの育成に関する取組を行います。

第 2 章 家庭、学校園、地域社会、事業者及び市の責務

(家庭の責務)

第 4 条 保護者は、子どもの教育に第一義的な責任を有し、子どもが家庭の愛情のなかで生活習慣及び社会規範を身につけ、豊かな人間性を育めるよう、次の責務を果たすように努めます。

- (1) 子どもにとって、自分が愛され、大切にされていると実感できるような家庭づくりをすること。
- (2) 子どもの思いを受け止め、適切に褒め、叱ることで、子どもが自立に必要な力を身につけられるようにすること。
- (3) 子どもが、家庭の中での役割を果たすことで、責任感を育み、家族の一員としての喜びを感じることができるようになること。
- (4) 地域社会の一員として、主体的に地域の行事及び活動に参加又は参画すること。
- (5) 子どもとともに成長していくように、周りの人と関わるとともに、学習する機会をもつこと。
- (6) 平素から子どもに関して学校園と情報を交換し合うとともに、積極的に学校園の行事及び PTA 活動に参加又は参画すること。

2 保護者の家族は、前項の保護者の責務を実行するに当たっては、これに協力するように

努めます。

(学校園の責務)

第 5 条 学校園は、子どもが集団の中で自立に必要な力を身につけられるようにするとともに、子どもの学びの拠点として、家庭及び地域社会の信頼に応え、次の責務を果たすように努めます。

- (1) 基礎的及び基本的な知識及び技能を身につけさせるとともに、自ら学び、自ら考える力等を育成し、学力の向上を図ること。
- (2) 集団の中で、子どもの社会性、倫理観、規範意識、自然や美しいものに感動する心、思いやりや感謝の心等豊かな人間性を育成すること。
- (3) すべての命を大切にすることを育み、互いの人権及び個性を尊重しながら、共に支え合う態度を育成すること。
- (4) 子どもの適切な勤労観を育成するための教育を推進すること。
- (5) 子どもの健康及び体力の向上を図り、並びに健康に関する教育を推進すること。
- (6) 家庭及び地域社会へ積極的に情報を発信するとともに、相互の意見交換の機会を充実すること。
- (7) 地域社会と連携し、又は協力して、地域人材の活用を推進すること。

(地域社会の責務)

第 6 条 地域社会は、子どもが地域での多様な体験及び様々な人や自然とのふれあいをおして、豊かな人間性や、ふるさとを大切に思う気持ちを育めるよう、次の責務を果たすように努めます。

- (1) 子どもへの声かけ、見守り等子どもの育成に積極的に関わり、安全で健やかに育つ環境づくりをすること。
- (2) 子どもが地域社会の一員として、地域の行事及び活動に参加又は参画できる機会をつくること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、子どものいる家族に対しても地域全体で見守るとともに、地域の行事及び活動に家族で参加又は参画できる機会をつくること。
- (4) 学校園や社会教育施設等の求めに応じて、子どもの教育に関するボランティア又は講師として、参加又は参画すること。

(事業者の責務)

第 7 条 事業者は、地域社会の一員として、子どもの育成に責務を負うとともに、自立する子どもの育成が将来の人材を育成する大切な営みであることを自覚し、次の責務を果たすように努めます。

- (1) 子どもにとって、安全で良好な環境づくりを推進すること。
- (2) 自らの事業所に勤務する保護者が、仕事と子育てを両立しやすい職場環境を整えること。
- (3) 学校園の求めに応じて、職場見学、職場体験、講師派遣等に協力すること。

(4) 自らの事業所において、子どもの育成に関するボランティア活動を奨励すること。

(市の責務)

第8条 市は、家庭、学校園、地域社会及び事業者が、それぞれの果たすべき責務に従い、協働して自立する子どもの育成を推進できるように、支援に関して必要な措置を講じます。

第3章 子どもの安全確保に関する責務

(子どもの安全確保に関する家庭、学校園、地域社会及び事業者の責務)

第9条 前章に定めるもののほか、家庭、学校園、地域社会及び事業者は、自立する子どもを育成する基盤となる子どもの安全を確保するため、次の責務を果たします。

(1) 子どもの事故、犯罪、非行、いじめ、虐待等を未然に防止するため、子どもが安心して育つことのできる環境づくり等を推進すること。

(2) 子どもが危険を回避できるとともに、危機に適切に対応できるようにするための教育を充実すること。

(3) 子どもの安全が脅かされる状況の早期発見に努めるとともに、その状況を発見した場合は、関係機関と連携し、又は協力して適切に対応すること。

(子どもの安全確保に関する市の責務)

第10条 市は、子どもの安全確保のための活動及びネットワークづくりの推進に努めるとともに、子どもが被害者又は加害者となった場合は、関係機関と連携し、又は協力して適切に対応します。

第4章 市が推進する施策

(家庭教育への支援)

第11条 市は、家庭に対して、子どもの育成に関する情報提供に努めるとともに、情報交換及び学習の機会を充実するものとします。

(学校園の教育環境の充実)

第12条 市は、学校園が教育機能を十分に発揮できるように、教職員の資質向上とともに、学校園の自主性及び自律性を尊重しつつ、学校園の教育環境を充実するものとします。

(地域社会への支援)

第13条 市は、自立する子どもの育成に関わる人材を育成するとともに、学校園、社会教育施設、子どもの居場所等(以下本条中「学校園等」といいます。)に協力する個人又は団体が、学校園等において活動するために必要な支援を行うものとします。

(事業者の理解及び協力の推進)

第14条 市は、自立する子どもの育成に関して、事業者の理解及び協力が得られるように、広報及び顕彰を行うものとします。

(子どもの自主活動への支援)

第15条 市は、子どもの伝統文化、スポーツ、体験活動等の自主的な活動を支援するとともに、子どもの体験活動等への主体的な参加又は参画の機会を充実するものとします。

(相談体制の充実)

第 16 条 市は、教育、保健、福祉及び医療の分野における子どもの育成に関する相談又は支援を行う機関及び団体と連携を図り、子どもの育成に関する総合的な相談体制を充実するものとします。

(自立する子どもの育成に関するネットワークの推進)

第 17 条 市は、自立する子どもの育成に関するネットワークづくりを推進するために、必要な支援を行うものとします。

(市民の理解及び協力)

第 18 条 市は、自立する子どもの育成を推進するための施策の実施に当たっては、市民の理解及び協力を得るとともに、市民意見等の把握に努めるものとします。

第 5 章 推進のための取組

(行動計画の策定)

第 19 条 市は、市民協働による自立する子どもの育成に関する施策を総合的及び計画的に推進するため、行動計画を策定します。

2 市は、行動計画の進捗状況について、一定期間毎に評価し、必要に応じて改善を行います。

(推進会議の設置)

第 20 条 市は、市民協働による自立する子どもの育成を推進するため、推進会議を設置します。

2 推進会議は、第 2 章及び第 3 章の責務に基づく家庭、学校園、地域社会及び事業者の行動指針を策定するとともに、啓発に努めます。

3 推進会議の組織及び運営に関する必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行します。

青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例

平成20年3月28日

広島市条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、電子メディアが青少年に及ぼす影響にかんがみ、青少年と電子メディアとの健全な関係づくりについて、取組の基本方針を定め、並びに本市、保護者等、事業者、市民及び青少年の責務等を明らかにするとともに、本市の施策、事業者の取組その他必要な事項について定めることにより、青少年の健全な成長に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子メディア インターネットその他の高度情報通信ネットワーク、テレビジョン放送及び映像又は文字が記録された電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 青少年 18歳未満の者（婚姻をしたことにより成年に達したとみなされる者を除く。）をいう。
- (3) 保護者等 親権を行う者、未成年後見人その他青少年を現に保護する者又は学校、保育所その他の施設において青少年の育成に携わる者をいう。
- (4) 事業者 電子メディアにより情報を発信し、若しくは媒介し、電子メディアを利用することができる機器を販売し、貸し付け、若しくは利用させ、又は電子メディアのうち映像若しくは文字が記録された電磁的記録媒体を販売し、若しくは貸し付けることを業とする者をいう。
- (5) 有害情報 青少年の性的感情を著しく刺激し、残虐性を生じさせ、若しくは助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発する等青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められる情報をいう。
- (6) フィルタリング機能 インターネットを利用して得られる情報の中から有害情報の受信を防止することができる機能をいう。

(取組の基本方針)

第3条 青少年と電子メディアとの健全な関係をつくるための取組は、次に掲げる事項を基本とするものとする。

- (1) 電子メディアに過度に依存する青少年を電子メディアから引き離すこと。
- (2) 青少年に電子メディアを通じて有害情報の閲覧又は視聴をさせないようにすること。
- (3) 青少年に電子メディアを適正に利用するために必要な知識及び能力を習得させるようにすること。

(本市の責務)

第4条 本市は、前条に定める取組の基本方針（以下「取組方針」という。）に基づき、青少年と電子メディアとの健全な関係をつくるために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(保護者等の責務)

第5条 保護者等は、取組方針に基づき、その保護し、又は育成に携わる青少年と電子メディアとの健全な関係をつくるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 保護者等は、前項の責務を果たすために必要な知識及び能力の習得に努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、取組方針に基づき、青少年と電子メディアとの健全な関係をつくるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第7条 市民は、取組方針に基づき、青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに寄与するよう努めなければならない。

(青少年の努力)

第8条 青少年は、電子メディアを利用するに際しては、自らの生活に著しい支障が生ずる程度に過度に利用することなく、かつ、有害情報を閲覧し、又は視聴することのないよう努めるとともに、電子メディアを適正に利用するために必要な知識及び能力を習得するよう努めなければならない。

(本市の施策)

第9条 本市は、青少年、保護者等、事業者及び市民に対し、青少年と電子メディアとの健全な関係をつくるための知識の普及及び情報の提供、学習の機会の提供その他啓発活動を推進するものとする。

- 2 本市は、第14条第1項の審議会の意見を聴いて、青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリング機能に係る基準を定め、青少年、保護者等、事業者及び市民に対し、青少年が電子メディアを通じて有害情報を閲覧し、又は視聴することのないよう、当該基準に適合するフィルタリング機能を有するソフトウェアの活用その他必要な措置を講ずるよう働きかけを行うものとする。

(事業者の取組)

第10条 事業者のうち、インターネットを利用することができる機器（携帯電話を除く。）を販売し、又は貸し付けることを業とする者は、当該機器を販売し、又は貸し付けようとする場合において、当該機器を青少年が利用することが見込まれるときは、当該機器に前条第2項の基準に適合するフィルタリング機能を備えるよう勧奨しなければならない。

- 2 事業者のうち、携帯電話を販売し、又は貸し付けることを業とする者は、携帯電話を販売し、又は貸し付けようとする場合において、当該携帯電話を青少年が利用することが見込まれるときは、当該携帯電話を前条第2項の基準に適合するフィルタリング機能を備えた状態にした上で、販売し、又は貸し付けなければならない。

- 3 事業者のうち、インターネットを利用することができる機器を利用させることを業とする者は、青少年に当該機器を利用させようとする場合においては、当該機器に前条第2項の基準に適合するフィルタリング機能を備えた状態にした上で、利用させなければならない。

- 4 事業者のうち、電子メディアにより情報を発信し、又は媒介することを業とする者は、青少年に有害情報の閲覧又は視聴をさせないよう適正な環境を保持しなければならない。

(指導及び勧告)

第11条 市長は、事業者が前条の規定による取組を遵守していないと認められるときは、当該事業者に対し、是正するよう指導し、又は勧告するものとする。

(立入調査等)

第12条 市長は、前条の規定による指導又は勧告を行うために必要な限度において、本市の職員又は市長が指定した者に、同条に規定する事業者の営業の場所に立ち入らせ、若しくは調査させ、又は関係人に質問させ、若しくは資料の提出を求めさせることができる。

- 2 前条の規定による立入調査等を行う職員等は、その権限を与えられた者であることを示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表等)

第13条 市長は、事業者が第11条の規定による指導又は勧告に従わないときは、当該事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、公表の対象となる事業者はその理由を通知し、規則で定めるところにより、意見を述べる機会を与えなければならない。

(広島市青少年と電子メディアに関する審議会)

第14条 青少年を電子メディアから引き離すための取組、青少年の健全な成長に寄与することができるフィルタリング機能に係る基準その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じて調査し、又は審議するため、広島市青少年と電子メディアに関する審議会を置く。

- 2 前項の審議会の組織、所掌事務及び委員その他の構成員並びにその運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任規定)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。ただし、第14条の規定は、同年4月1日から施行する。

京都府子育て支援条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）

第 2 章 子育て支援に関する施策

第 1 節 子育て家庭を支援する環境づくりのための施策（第 10 条—第 13 条）

第 2 節 子育て支援に取り組む地域づくりのための施策（第 14 条—第 17 条）

第 3 節 子育て支援に関する意識づくりのための施策（第 18 条—第 20 条）

第 3 章 雑則（第 21 条）

附則

次代の社会を担う子どもが、権利を尊重され、夢と希望を持ち、心身ともに健やかに育つことは、すべての人々の願いであり、そのため、子どもの権利が定められた児童の権利に関する条約や、現行法制の下で、子どもの福祉や教育等に関する様々な取組が行われている。

しかし、近年、核家族化や少子高齢化の進行などにより、人と人とのつながりが希薄化し、地域社会においては子どもを温かく見守る力が次第に弱まり、家庭においても養育や教育をする力の低下が見られ、児童虐待が増加するなど、子どもが心身ともに健やかに育つ環境が失われつつある。このことが、更なる少子化の進行とそれに伴う経済の停滞や地域社会の活力の低下など、将来に様々な影響を及ぼすことが懸念されている。それは、この京都においても同様である。

こうした状況において、子育て家庭の期待にこたえ、未来の京都を担う子どもの権利が尊重されるとともに、その最善の利益が考慮され、子どもが心身ともに健やかに育ち、自立することができるよう、子育て支援に取り組む主体が連携し、及び協働して、子育てを社会全体で支えることが必要である。そのために、生命の尊厳はもとより、子育ての意義や子育てにおいて家庭が果たす役割及び家族の絆の重要性について、すべての府民が認識を深め、地域社会における人と人との絆を再生して、子育て家庭の孤立化を防ぎ、子育てに伴う喜びを実感できる社会が実現されるよう子育て支援を推進していかなければならない。

このような認識の下に、子育て支援の推進に関する基本理念を定め、子育て支援に取り組む主体の責務及び役割を明らかにするとともに、それらの主体の一体となった取組により、子育て支援を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（基本理念）

第1条 子育て支援は、家庭が子どもの育つ基盤であり、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、子どもが心身ともに健やかに育ち、自立することができるよう、子育て支援に取り組む主体の連携及び協働により、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

- (1) 子どもを安心して生み、育てることのできる環境を整備し、子育て家庭を支援すること。
- (2) 地域社会の様々な場において、自主的かつ自立的な子育て支援の取組が促進されること。
- (3) 社会全体で子育て支援に取り組む意識の向上が図られること。

（府の責務）

第2条 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子育て支援に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 府は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、府民、学校等（学校、幼稚園、保育所その他の子どもの教育、保育、養護等を行うものをいう。以下同じ。）、子育て支援団体（子育て支援の取組を行う団体をいう。以下同じ。）及び事業者（以下「府民等」という。）並びに市町村その他の関係機関等（以下「市町村等」という。）と連携し、及び協働して取り組むものとする。

（保護者の責務）

第3条 父母その他の保護者は、基本理念にのっとり、自らが子育てについての第一義的責任を有することを認識し、子どもを心身ともに健やかに育てなければならない。

（府民の役割）

第4条 府民は、基本理念にのっとり、子育て支援に関する関心と理解を深めるよう努めるとともに、子育て支援の取組を積極的に行うよう努めるものとする。

2 府民は、府が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（学校等の役割）

第5条 学校等は、基本理念にのっとり、子どもが集団での様々な活動を通じて、豊かな人間性とたくましく生きる力を備え成長することができるよう、子育て支援の積極的な取組に努めるとともに、府民、子育て支援団体及び事業者による子育て支援の取組に協力するよう努めるものとする。

2 学校等は、府が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（子育て支援団体の役割）

第6条 子育て支援団体は、基本理念にのっとり、子育て支援の取組を積極的に行うよう努めるとともに、その活動を通じて、府民及び事業者の子育て支援に関する関心と理解を深めるよう努めるものとする。

2 子育て支援団体は、府が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるもの

とする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する従業員の職業生活と家庭生活の両立が図られるよう必要な雇用環境の整備に努めるとともに、地域社会の一員として、子育て支援の取組を積極的に行うよう努めるものとする。

2 事業者は、府が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（子育て支援基本計画）

第8条 知事は、子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「子育て支援基本計画」という。）を定めるものとする。

2 子育て支援基本計画は、子育て支援に関する施策の目標及び内容について定めるものとする。

3 知事は、子育て支援基本計画を定めるに当たっては、府民の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。

4 知事は、子育て支援基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、子育て支援基本計画の変更について準用する。

6 知事は、毎年、子育て支援基本計画に基づく子育て支援に関する施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

（推進体制の整備）

第9条 府は、府民等及び市町村等と連携し、及び協働して子育て支援を推進するための体制を整備するものとする。

第2章 子育て支援に関する施策

第1節 子育て家庭を支援する環境づくりのための施策

（相談体制の充実及び拠点の整備）

第10条 府は、市町村等と連携して子育てに関する相談に対応するため、相談体制の充実その他の必要な施策を実施するものとする。

2 府は、子育てにおいて家庭の果たす役割の重要性にかんがみ、家庭の問題に関し、総合的な支援を行うための拠点を整備するものとする。

（母子保健医療体制の充実等）

第11条 府は、安心して子どもを生み、育てることができる母子保健医療を推進する体制を整備するため、母子保健サービスの提供に係る体制並びに妊産婦及び乳幼児に対し良質かつ適切な医療等が提供される体制の充実その他の必要な施策を実施するものとする。

2 府は、不妊治療を望む者に対し良質かつ適切な保健医療サービスが提供されるよう、不妊治療に係る情報提供、相談その他の必要な施策を実施するものとする。

（児童虐待の防止等の推進）

第12条 府は、児童虐待の防止等に関する対策を推進するため、相談体制の充実、市町村等との連携の促進その他の必要な施策を実施するものとする。

（経済的負担の軽減）

第13条 府は、子育てに伴う経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療、教育、保育等に係る費用の負担の軽減その他の必要な施策を実施するものとする。

第2節 子育て支援に取り組む地域づくりのための施策

（子育て支援のための仕組みの整備の推進）

第14条 府は、府民等による子育て支援の取組が自主的かつ自立的に行われる仕組みの整備を推進するため、子育て支援の取組を行う府民等の相互の交流及び連携の促進、子育て支援の取組を担う人材の育成、子育て支援団体の活動への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

（安心・安全の確保）

第15条 府は、子どもが安心・安全に生活することができるよう、子どもを犯罪、交通事故その他の危害から守るための府民等の活動への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

（子育て支援の場の充実）

第16条 府は、子育て支援の場を充実させるため、多様な需要に応じた保育サービスの提供に対する支援、子育て家庭が相互に交流する機会の提供、子どもと他の世代が交流する機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

（子どもの健やかな成長の促進）

第17条 府は、子どもの健やかな成長を促進するための活動が府民等により活発に実施されるよう、食育の推進、自然や文化芸術に親しむことができる機会の確保、スポーツの振興その他の必要な施策を実施するものとする。

第3節 子育て支援に関する意識づくりのための施策

（教育及び啓発）

第18条 府は、生命の尊厳、子育ての意義並びに子育てにおいて家庭が果たす役割及び家族の絆の重要性について府民の認識を深めるよう、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 府は、子育て支援に関する府民の関心と理解を深めるよう、必要な教育及び啓発を行うものとする。

（子育て支援に関する気運の醸成）

第19条 府は、子育て支援に関する気運を醸成するため、子育て支援に積極的に取り組む

府民等の表彰制度の実施、情報提供その他の必要な施策を実施するものとする。

（事業者による雇用環境の整備の促進）

第 20 条 府は、事業者による子育て支援のための雇用環境の整備が促進されるよう、子育て支援に積極的に取り組む事業者の認証制度の実施、情報提供その他の必要な施策を実施するものとする。

第 3 章 雑則

（財政上の措置）

第 21 条 府は、子育て支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京都府青少年の健全な育成に関する条例

(昭和56年京都府条例第2号)

改正昭和59年12月26日条例第72号

改正平成3年12月24日条例第35号

改正平成7年10月18日条例第31号

改正平成8年7月12日条例第16号

改正平成11年1月8日条例第3号

改正平成11年10月19日条例第26号

改正平成12年3月28日条例第17号

改正平成13年12月26日条例第44号

改正平成16年12月24日条例第40号

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 健全育成に関する施策（第9条—第11条）

第3章 青少年を取り巻く社会環境の整備（第12条—第20条）

第4章 健全な成長を阻害する行為及び営業の規制（第21条—第24条の6）

第4章の2 京都府青少年健全育成審議会（第24条の7・第24条の8）

第5章 雑則（第25条—第30条）

第6章 罰則（第31条—第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関する理念を明らかにし、府の施策の基本を定めてその推進を図るとともに、府民参加のもとに青少年を取り巻く社会環境の整備を助長し、その健全な成長を阻害するおそれのある行為から青少年を保護し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 何人も、青少年の育成に当たっては、青少年が次代を担う者としての誇りと自覚をもつて、自己の啓発、向上に努めるとともに、積極的な社会参加を通じて人間尊重と連帯の精神を培い、もって心身ともに健康な社会人として成長するよう配慮しなければならない。

（府の責務）

第3条 府は、国及び市町村と連携し、青少年の健全な育成に関する総合的施策を策定し、これを実施する責務を有する。

（市町村の責務）

第4条 市町村は、府の実施する青少年の健全な育成に関する施策に協力するとともに、当該地域の実情に即した青少年の健全な育成に関する施策を実施する責務を有する。

（府民の責務）

第5条 府民は、青少年の意識と行動について関心を高め、深い愛情と理解をもって青少年の健全な育成に努めるとともに、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある環境又は行為から青少年を保護するよう努めるものとする。

（保護者の責務）

第6条 保護者（親権者、未成年後見人、児童福祉施設の長その他青少年を現に監護する者をいう。以下同じ。）は、青少年を健全に育成することが本来の義務であることを深く自覚して、青少年を監護し、教育しなければならない。

（青少年育成関係者の責務）

第7条 学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる関係者（以下「青少年育成関係者」という。）は、その職務又は活動を通じ、相互に連携し、自主的かつ積極的に青少年の健全な育成に努めなければならない。

（適用上の注意）

第8条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、これを濫用し、府民の自由と権利を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

第2章 健全育成に関する施策

（施策の基本）

第9条 府は、青少年の健全な育成を図るため、青少年及び府民の自主的な活動を基本として、次の各号に掲げる事項を内容とする施策を総合的に実施するものとする。

- （1） 青少年及びその団体が行う自主的かつ健全な活動の助長
- （2） 青少年の健全な育成に携わる指導者の養成及び確保
- （3） 青少年の健全な育成のための施設の整備及び利用の促進
- （4） 青少年を取り巻く社会環境の整備及び非行防止活動の推進
- （5） 青少年の健全な育成のための府民の自主的活動及び営業を営む者の自主的努力の促進
- （6） 青少年の健全な育成に関する調査研究及び情報の提供

（推奨）

第10条 知事は、書籍、映画、演劇及びこれらに類するもので、その内容が青少年の健全な育成を図るうえにおいて特に有益であると認められるものを推奨することができる。

（表彰）

第11条 知事は、青少年の健全な育成を図るため、次の各号に掲げるものを表彰することができる。

- （1） 青少年を健全に育成するために積極的に活動する個人又は団体で、その功績が特に顕著であると認められるもの
- （2） 青少年又はその団体で、その行動又は活動が他の模範になると認められるもの
- （3） 営業を営む者又はその団体で、自主的に努力することにより青少年の健全な育成に特に寄与したと認められるもの

第3章 青少年を取り巻く社会環境の整備

（定義）

第12条 この章以下において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 18歳未満の者（婚姻により成年に達したとみなされる者を除く。）をいう。
- (2) 図書類 書籍、雑誌その他の刊行物、絵画、写真、文書、フィルム、音声又は映像が記録された磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク及び光磁気ディスク並びにこれらに類するものをいう。
- (3) 興行 映画、演劇、演芸、見せ物及びこれに類するものをいう。
- (4) 広告物 公衆に表示され、又は頒布されるものであつて、看板、ポスター及びちらし並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されるもの並びにこれらに類するものをいう。
- (5) がん具刃物類 がん具、刃物及びこれらに類するもの（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）をいう。
- (6) 自動販売機等 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接対面する方法によらずに販売又は貸付けをすることができる機器（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して販売又は貸付けをすることができるものを含む。）をいう。
- (7) 自動車類 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (8) 深夜 午後11時から翌日の午前4時までの時間をいう。
- (9) テレホンクラブ等営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。
- (10) 利用カード等 テレホンクラブ等営業を営む者（以下「テレホンクラブ等営業者」という。）の提供する役務を利用するために必要な情報が記載されているカードその他の物品であつて、当該役務の対価を得て発行されるものをいう。

（図書類等に係る努力義務）

第13条 図書類の販売、貸付け若しくは閲覧若しくは視聴をさせることを業とする者（以下「図書類取扱業者」という。）、興行を主催する者又は広告物の広告主若しくは管理者は、図書類、興行又は広告物の内容が 次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、青少年に、当該図書類を販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させ、当該興行を観覧させ、又は当該広告物を表示し、若しくは頒布しないよう自主的に努めなければならない。

- (1) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (2) 青少年に粗暴性又は残虐性を生じさせ、又はこれを助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (3) 青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又はこれを助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

（有害図書類の販売等の制限）

第13条の2 知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。

- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (2) 著しく青少年に粗暴性又は残虐性を生じさせ、又はこれを助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

(3) 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又はこれを助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、青少年に有害な図書類とする。
 - (1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下この号において同じ。）がその総ページの3分の1以上を占めるもの
 - (2) 映像が記録された磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク又は光磁気ディスクであつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態若しくは性交若しくはこれに類する性行為の場面で規則で定めるものの描写の時間が合わせて3分を超えるもの又は映像が記録された磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク若しくは光磁気ディスクの製作若しくは販売を行う者が構成する団体で知事の指定するものが審査し、青少年の視聴を不適当としたもの
- 3 第1項の規定による指定は、告示により行う。
- 4 図書類取扱業者は、第1項の規定により指定された図書類又は第2項各号の規定に該当する図書類（以下「有害図書類」という。）を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させてはならない。
- 5 図書類取扱業者は、有害図書類を陳列するときは、規則で定める方法により当該有害図書類を他の図書類と区分し、店内の容易に監視することができる場所に置かなければならない。
- 6 知事は、前項の規定に違反して有害図書類が陳列されているときは、当該図書類取扱業者に対し、期限を定めて、当該有害図書類の陳列の方法又は場所について改善すべきことを勧告することができる。
- 7 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その勧告に従うべきことを命じることができる。

(有害興行の観覧の制限)

- 第13条の3 知事は、興行（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第3号に規定する営業に係る興行を除く。以下同じ。）の内容の全部又は一部が前条第1項各号の一に該当すると認めるときは、当該興行を青少年に有害な興行として指定することができる。
- 2 興行を主催する者（以下「興行者」という。）は、前項の規定により指定された興行（以下この条において「有害興行」という。）を青少年に観覧させてはならない。
 - 3 興行者は、有害興行を行うときは、規則の定めるところにより、入場しようとする者の見やすい場所に、青少年の入場を拒む旨の掲示をしなければならない。
 - 4 前条第3項の規定は、第1項の規定による指定について準用する。

(広告物に対する措置命令)

- 第13条の4 知事は、広告物の内容の全部又は一部が第13条の2第1項各号の一に該当すると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対し、当該広告物の撤去その他必要な措置を命じることができる。

(がん具刃物類に係る努力義務)

- 第14条 がん具刃物類の販売を業とする者は、がん具刃物類の形状、構造又は機能が次の各号の一に該当すると認められるときは、青少年に、当該がん具刃物類を販売し、頒布

し、又は貸し付けないよう自主的に努めなければならない。

(1) 第13条第1号に規定するもの

(2) 人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は犯罪を誘発し、若しくは助長し、青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるもの

(有害がん具刃物類の販売等の制限)

第14条の2 知事は、がん具刃物類の形状、構造又は機能が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該がん具刃物類を青少年に有害ながん具刃物類として指定することができる。

(1) 第13条の2第1項第1号に規定するもの

(2) 著しく人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は著しく犯罪を誘発し、若しくは助長し、青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるもの

2 がん具刃物類の販売を業とする者は、前項の規定により指定されたがん具刃物類（以下「有害がん具刃物類」という。）を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

3 第13条の2第3項の規定は、第1項の規定による指定について準用する。

(自動販売機等に係る努力義務)

第15条 自動販売機等による図書類又はがん具刃物類（以下「図書類等」という。）の販売又は貸付けを業とする者（以下「自動販売等業者」という。）は、図書類等が第13条各号又は第14条第2号の規定に該当すると認められるときは、自動販売機等に当該図書類等を収納しないよう自主的に努めなければならない。

2 自動販売機による避妊用品（薬事法施行令（昭和36年政令第11号）別表第1衛生用品の項第2号及び第3号に規定する医療機器をいう。以下この項において同じ。）の販売を業とする者は、学校その他青少年の利用する教育施設、文化施設、体育施設等の施設の周辺に、避妊用品を収納する自動販売機を設置しないよう自主的に努めなければならない。

(自動販売機等の設置場所の制限)

第15条の2 自動販売等業者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び幼稚園を除く。）の敷地の周囲200メートルの区域内においては、第13条各号又は第14条第2号の規定に該当する図書類等を収納する自動販売機等を設置してはならない。

(自動販売機等管理者)

第15条の3 自動販売等業者は、その設置する自動販売機等ごとに、自動販売機等管理者を置かなければならない。ただし、自動販売等業者の住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）が存する市町村（京都市にあつては、区。以下同じ。）の区域に設置する自動販売機等については、この限りでない。

2 自動販売機等管理者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者でなければならない。

(1) その管理する自動販売機等の設置場所が所在する市町村の区域内に居住していること。

(2) この条例に定める自動販売機等管理者の義務を確実に履行できる権限を有していること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める要件

(自動販売機等による有害図書類等の販売等の制限等)

第15条の4 自動販売等業者は、有害図書類又は有害がん具刃物類（以下この条において「有害図書類等」という。）を自動販売機等に収納してはならない。

- 2 自動販売等業者及び自動販売機等管理者は、自動販売機等に収納した図書類等が有害図書類等となつたときは、直ちに当該有害図書類等を撤去しなければならない。
- 3 前2項の規定は、法令の規定に基づき青少年の立入りが常時禁止されている場所（以下「青少年立入常時禁止場所」という。）に設置される自動販売機等については、適用しない。
- 4 知事は、第1項又は第2項の規定に違反した者に対し、当該有害図書類等の撤去を命じることができる。

(質受け及び買受け等に係る努力義務)

第16条 質屋（質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する者をいう。以下同じ。）は、青少年から物品（有価証券を含む。以下同じ。）を質に取らないよう自主的に努めなければならない。

- 2 古物商（古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する者をいう。以下同じ。）は、青少年から同条第1項に規定する古物（以下単に「古物」という。）を買い受け、若しくは古物の販売若しくは交換の委託を受け、又は青少年と古物を交換しないよう自主的に努めなければならない。

(質受け及び買受け等に対する措置命令)

第16条の2 知事は、質屋が常習として青少年から物品を質に取り、又は古物商が常習として青少年から古物を買い受け、若しくは古物の販売若しくは交換の委託を受け、若しくは青少年と古物を交換したと認めるときは、当該質屋又は古物商に対し、取引の是正その他必要な措置を命じることができる。ただし、質屋又は古物商が、青少年に対し、保護者の委託を受け、又は同意を得たことを取引ごとに確認したと認められるときは、この限りではない。

(自動車類等に係る努力義務)

第17条 自動車類若しくはこれらの部品若しくは燃料の販売又は自動車類の分解整備を業とする者は、営業に当たつて、青少年により自動車類又はこれらの部品若しくは燃料が道路交通法第68条に規定する共同危険行為等に使用されないよう自主的に努めなければならない。

(深夜はいかい防止の努力義務)

第18条 何人も、青少年を深夜に盛り場その他青少年の健全な成長を阻害するおそれのある場所で、はいかいさせないよう努めなければならない。

(深夜外出の制限)

第18条の2 保護者は、通勤、通学その他の特別な理由がある場合を除き、深夜に青少年を外出させないよう努めなければならない。

- 2 何人も、保護者の委託を受け、若しくは同意を得た場合又は深夜における勤務、緊急を要する特別な事情その他の正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を、その居所から連れ出し、その居所以外の場所において同伴し、又はその居所以外の場所にとどめてはならない。
- 3 深夜に営業を営む者は、深夜に当該営業に係る施設内又は敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すよう自主的に努めなければならない。

(インターネット上の情報に係る努力義務)

第18条の3 保護者及び青少年育成関係者は、青少年がインターネットを利用するに当たり第13条各号又は第13条の2第1項各号のいずれかに該当すると認められる情報（以下「有害情報」という。）を閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たって、フィルタリング（インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することをいう。以下同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように自主的に努めなければならない。

3 端末設備の販売又は貸付けを業とする者は、営業に当たって、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するように自主的に努めなければならない。

(相互協力等)

第19条 第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条の2及び第18条の3の規定により自主的努力を求められている業者（以下「自主努力業者」という。）は、当該各条に規定する自主的努力が効果的かつ円滑に行われるよう相互に協力しなければならない。

2 自主努力業者及びその団体並びに保護者及び青少年育成関係者は、相互に連携し、社会環境の整備の促進に努めるものとする。

(自主的努力の基準等)

第20条 知事は、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条の2及び第18条の3に規定する自主的努力の円滑な推進を図るため、必要に応じ自主努力業者及びその団体、保護者並びに青少年育成関係者の意見を聴いて、自主的努力に関する基準を定め、これを公表するものとする。

2 知事は、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条の2及び第18条の3に規定する自主的努力の実が上がるように、自主努力業者及びその団体、保護者並びに青少年育成関係者に対して必要な指導及び助言を行うことができる。

第4章 健全な成長を阻害する行為及び営業の規制

(^{いん}淫行及びわいせつ行為の禁止)

第21条 何人も、青少年に対し、金品その他財産上の利益若しくは職務を供与し、若しくはそれらの供与を約束することにより、又は精神的、知的未熟若しくは情緒的不安定に乗じて、淫行又はわいせつ行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつ行為を教え、又は見せてはならない。

(場所の提供又は周旋の禁止)

第22条 何人も、次の各号に掲げる行為が青少年によつて行われ、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知つて、場所を提供し、又は周旋してはならない。

- (1) 淫行又はわいせつ行為
- (2) と博
- (3) 暴行又は脅迫
- (4) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の使用

(5) トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤若しくは塗料の不健全な使用

(6) 催眠、鎮痛又は鎮がいの作用を有する医薬品の不健全な使用

(7) 飲酒又は喫煙

(深夜における興行場等への入場制限)

第23条 興行者又は規則で定める営業を行う者(以下この条において「興行者等」という。)

は、正当な理由がある場合を除き、深夜においてその興行又は営業の場所に青少年を入場させてはならない。

2 興行者等は、深夜において興行又は営業を行う場合は、規則の定めるところにより、入場しようとする者の見やすい場所に、深夜は青少年の入場を拒む旨の掲示をしなければならない。

(いれずみを施す行為の禁止)

第24条 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、いれずみを施し、受けさせ、又は周旋してはならない。

(テレホンクラブ等営業等の広告物の頒布の禁止等)

第24条の2 何人も、テレホンクラブ等営業を営む場所又は利用カード等の販売若しくは貸付け(以下「販売等」という。)をする場所(以下「利用カード等販売場所」という。)の名称、所在地又は電話番号(以下「名称等」という。)を記載した文書、図画その他の物品を青少年に頒布してはならない。

2 知事の指定する職員又は警察官は、前項の規定に違反する行為(以下この項において「違反行為」という。)が現に行われているときは、当該違反行為をしている者に対し、当該違反行為の中止を命じることができる。

(テレホンクラブ等営業の利用の指示又は勧誘の禁止)

第24条の3 何人も、青少年に対し、テレホンクラブ等営業を利用するよう指示し、又は勧誘してはならない。

(利用カード等の販売等の禁止)

第24条の4 何人も、青少年に対し、利用カード等を販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

2 何人も、前項に規定する場合のほか、青少年に対し、テレホンクラブ等営業者の提供する役務の対価を得て、又は得ることを約束して当該役務を利用するために必要な情報を提供してはならない。

(自動販売機等による利用カード等の販売等の制限)

第24条の5 何人も、自動販売機等に利用カード等を収納してはならない。

2 第15条の4第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(利用カード等の販売等の広告物の表示の禁止等)

第24条の6 何人も、青少年立入常時禁止場所以外の場所において、利用カード等販売場所の名称等を記載した広告物を表示してはならない。ただし、第25条の2第1項の規定による届出をした者が、その利用カード等販売場所に表示する当該利用カード等販売場所の名称等を記載した広告物で、当該広告物又はこれを掲出する物件が長さ5メートル以下で広さ5平方メートルを超えないもの(都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた風致地区において表示する場合にあつては、長さ2メートル以下で広さ2平方メートルを超えないもの)については、この限りでない。

- 2 知事は、前項の規定に違反した者に対し、広告物の除去その他必要な措置を命じることができる。
- 3 第24条の2第2項の規定は、第1項の規定に違反する行為をしている者について準用する。

第4章の2 京都府青少年健全育成審議会

(京都府青少年健全育成審議会への諮問)

第24条の7 知事は、次に掲げる場合には、あらかじめ京都府青少年健全育成審議会の意見を聴かなければならない。ただし、第2号に掲げる場合で緊急を要するときは、この限りでない。

- (1) 第10条の規定による推奨をしようとするとき。
 - (2) 第13条の2第1項、第13条の3第1項又は第14条の2第1項の規定による指定をしようとするとき。
 - (3) 第13条の2第2項に規定する規則を定めようとするとき。
 - (4) 第13条の4又は第16条の2の規定による命令をしようとするとき。
 - (5) 第20条第1項の規定による基準を定めようとするとき。
- 2 知事は、前項ただし書の規定により京都府青少年健全育成審議会の意見を聴かないで指定をしたときは、これを京都府青少年健全育成審議会に報告しなければならない。

(京都府青少年健全育成審議会の設置)

第24条の8 前条第1項の規定による知事の諮問のほか、青少年の健全な育成を図るための総合的施策の樹立及び実施に関する重要事項の調査審議を行わせるため、京都府青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、青少年を取り巻く社会環境の整備の促進に資するため、次に掲げる事項について知事に建議することができる。
 - (1) 第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条の2第3項又は第18条の3第2項若しくは第3項の規定の運用に関すること。
 - (2) 第19条の規定による相互協力等に関すること。
 - (3) その他社会環境の整備の促進に関すること。
- 3 審議会は、委員25人以内で組織する。
- 4 審議会において専門の事項を調査審議するために必要があるときは、前項の規定にかかわらず、専門委員を置くことができる。
- 5 委員及び専門委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(自動販売機等の設置等)

第25条 自動販売等業者は、規則の定めるところにより、販売又は貸付けを開始する日の10日前までに図書類等を収納する自動販売機等の設置場所、自動販売機等管理者の氏名及び住所その他の事項を知事に届け出るとともに、当該自動販売機等の見やすい場所に自動販売機等管理者の氏名、連絡先その他の事項を表示しなければならない。

2 前項の規定による届出をした自動販売等業者は、当該届出に係る自動販売機等の設置場所を変更しようとするときは、変更後の自動販売機等の設置場所において販売又は貸付けを開始する日の10日前までに、知事にその旨を届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした自動販売等業者は、前項の場合を除くほか、届け出た事項に変更があつたとき又は当該届出に係る自動販売機等による販売又は貸付けを廃止したときは、その変更があつた日又は廃止をした日から10日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

4 第15条の4第3項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。
(利用カード等の販売届等)

第25条の2 利用カード等の販売等を行おうとする者は、規則の定めるところにより、利用カード等の販売等を開始する日の10日前までに、利用カード等販売場所の所在地その他の事項を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る利用カード等販売場所の所在地を変更しようとするときは、変更後の利用カード等販売場所の所在地において利用カード等の販売等を開始する日の10日前までに、知事にその旨を届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、前項の場合を除くほか、届け出た事項に変更があつたとき又は当該届出に係る利用カード等の販売等を廃止したときは、その変更があつた日又は廃止をした日から10日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

(立入調査等)

第26条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、その指定する者に、営業時間内に限り、書店、興行場その他の営業を営む場所に立ち入り、調査させ、関係者に質問させ、又は必要な資料の提出を求めさせることができる。

2 前項の規定による立入調査等は、必要最小限度において行うものとし、みだりに関係者の正常な業務を妨げることがあつてはならない。

3 第1項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告)

第27条 知事は、前条第1項の規定による立入調査等の結果、第20条第1項の規定により定める基準に適合しないところがあると認めるときは、自主的努力の実施、促進又は改善について勧告することができる。

(京都府社会環境浄化推進員)

第28条 知事は、府民の協力を得て、青少年を取り巻く社会環境の浄化を促進するため、この条例の普及、啓発その他の活動を行う京都府社会環境浄化推進員を委嘱することができる。

(経過措置)

第29条 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(規則への委任)

第30条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定

める。

第6章 罰則

(罰則)

第31条 第21条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 第21条の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第13条の4の規定による命令に違反した者

(2) 第15条の4第4項の規定による命令に違反した者

(3) 第22条の規定に違反した者（同条第7号に規定する行為について同条の規定に違反した者にあつては、常習として場所を提供し、又は周旋した者に限る。）

(4) 第24条の2第2項（第24条の6第3項において準用する場合を含む。）又は第24条の6第2項の規定による命令に違反した者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第13条の2第4項の規定に違反した者

(2) 第13条の2第7項の規定による命令に違反した者

(3) 第13条の3第2項の規定に違反した者

(4) 第14条の2第2項の規定に違反した者

(5) 第15条の4第1項又は第2項の規定に違反した者

(6) 第16条の2の規定による命令に違反した者

(7) 第18条の2第2項の規定に違反した者

(8) 第23条第1項の規定に違反した者

(9) 第24条の4の規定に違反した者

(10) 第24条の5第1項の規定に違反した者

5 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第13条の3第3項の規定に違反した者

(2) 第23条第2項の規定に違反した者

(3) 第25条第1項から第3項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(4) 第25条の2の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(5) 第26条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による資料の提出を求められて、資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料の提出をした者

6 第13条の2第4項、第13条の3第2項、第14条の2第2項、第18条の2第2項、第21条から第24条まで（第23条第2項の規定を除く。）、第24条の4の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、前各項（第3項第1号、第2号及び第4号、第4項第2号、第5号、第6号及び第10号並びに前項を除く。）の処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

(両罰規定)

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の業務に関して前条の違反行為（第22条第7号に規定する行為に係る同条の規定に違

反する行為にあつては、常習として場所を提供し、又は周旋する行為に限る。)をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条に規定する罰金刑を科する。

(罰則の適用除外)

第33条 この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。この条例に違反する行為をしたとき青少年であつた者についても、同様とする。

附 則

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第28条に規定する自動販売機を設置している者は、同条に規定する自動販売機による図書類又はがん具刃物類の販売を業とする者とみなす。この場合において、同条の規定の適用については、同条中「あらかじめ」とあるのは、「この条例施行の日から1箇月以内に」とする。

附 則 (昭和59年条例第72号) 抄

- 1 この条例は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則 (平成3年条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、京都府青少年環境浄化審議会(以下「審議会」という。)の設置に関する改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成4年規則第36号で平成4年3月20日から施行)

(経過規定)

- 2 この条例による改正後の青少年の健全な育成に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第13条の2第2項に規定する規則を定めようとする場合については、知事は、この条例の施行前においても審議会の意見を聴くことができる。
- 3 この条例の施行の際現に自動貸出機による図書類の貸付けを業とする者は、改正後の条例第25条第1項に規定する自動販売等業者とみなす。この場合において、同項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この条例施行の日から1箇月以内に」とする。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年10月1日から施行する。
(テレホンクラブ等営業の禁止区域に関する経過措置)
- 2 附則第5項の規定により適用されるこの条例による改正後の青少年の健全な育成に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第25条の2第1項の規定による届出をしたテレホンクラブ等営業者については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)

から平成10年9月30日までの間は、改正後の条例第24条の2第1項の規定は、適用しない。

(テレホンクラブ等営業の広告物の表示の禁止に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に表示されている改正後の条例第24条の3第1項の広告物については、施行日から平成8年12月31日までの間は、同項の規定は、適用しない。

(自動販売機等による利用カード等の販売等の制限に関する経過措置)

- 4 附則第6項の規定による届出をした者については、施行日から平成8年12月31日までの間は、改正後の条例第24条の8第1項の規定は、適用しない。

(テレホンクラブ等営業の開始届に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の際現に改正後の条例第12条第8号に規定するテレホンクラブ等営業を営んでいる者は、改正後の条例第25条の2第1項に規定するテレホンクラブ等営業を営もうとする者とみなす。この場合において、同項の規定の適用については、同項中「テレホンクラブ等営業を開始する日の10日前」とあるのは、「平成8年10月31日」とする。

(利用カード等の自動販売機等の設置届)

- 6 この条例の施行の際現に自動販売機又は自動貸出機（改正後の条例第15条の2第3項の場所に設置されているものを除く。）による改正後の条例第12条第9号に規定する利用カード等の販売又は貸付けを業としている者は、規則の定めるところにより、平成8年10月31日までに当該自動販売機又は自動貸出機の設置場所その他の事項を知事に届け出なければならない。

附 則（平成11年条例第3号）抄

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第26号）

この条例は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成11年11月1日）

附 則（平成12年条例第17号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第44号）

（施行期日）

- 1 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第52号）附則第1条に規定する政令で定める日から施行する。ただし、第2条中目次の改正規定（「第24条の9」を「第24条の6」に改める部分を除く。）、第4章の次に1章を加える改正規定、第28条の改正規定及び第29条を削り、第29条の2を第29条とする改正規定並びに附則第5項の規定は、平成14年2月1日から施行する。

（政令で定める日＝平成14年4月1日）

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正後の青少年の健全な育成に関する条例（以下「新育成条例」という。）第25条の2第1項に規定する利用カード等の販売等

を行っている者は、同項に規定する利用カード等の販売等を行おうとする者とみなす。
この場合において、同項の規定の適用については、同項中「利用カード等の販売等を開始する日の10日前」とあるのは、「平成14年6月30日」とする。

3 この条例の施行の際現に表示されている新育成条例第24条の6第1項の広告物については、この条例の施行の日から1月を経過する日までの間は、同項の規定は、適用しない。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第13条の2第5項の改正規定、同条に1項を加える改正規定、第31条第4項第1号の次に1号を加える改正規定及び同条第6項の改正規定（「第4項第4号」を「第4項第2号」に改める部分に限る。）は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の青少年の健全な育成に関する条例第25条第1項の規定による届出をした自動販売等業者であつて、施行日以後に自動販売機等により図書類等の販売又は貸付けをするものは、この条例による改正後の青少年の健全な育成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第25条第1項の規定により届出をすべき自動販売等業者とみなす。この場合において、改正後の条例第25条第1項中「販売又は貸付けを開始する日の10日前」とあるのは、「平成17年6月30日」とする。

3 前項の規定により適用される改正後の条例第25条第1項の届出をすべき者については、施行日から平成17年6月30日までの間は、改正後の条例第15条の3の規定は、適用しない。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。